

新旧対照表

○神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則（平成18年3月31日規則第50号）

新	旧																
第1条・第2条（略） （定員） 第3条 支援施設の入園定員は、次のとおりとする。	第1条・第2条（略） （定員） 第3条 支援施設の入園定員は、次のとおりとする。																
<table><tr><th>名称</th><th>入園定員</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>さがみ緑風園</td><td><u>40人</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table>	名称	入園定員	（略）		さがみ緑風園	<u>40人</u>	（略）		<table><tr><th>名称</th><th>入園定員</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>さがみ緑風園</td><td><u>50人</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table>	名称	入園定員	（略）		さがみ緑風園	<u>50人</u>	（略）	
名称	入園定員																
（略）																	
さがみ緑風園	<u>40人</u>																
（略）																	
名称	入園定員																
（略）																	
さがみ緑風園	<u>50人</u>																
（略）																	
第4条～第12条（略）	第4条～第12条（略）																